

埼玉県保育士保育料特別貸付事業実施要綱

第1 目的

この事業は、保育士の離職防止、保育士資格を有する者であって、保育士として勤務していない者の再就職支援を図るため、未就学児を持つ保育士のこどもの保育料を貸し付けることにより、保育士の確保に資することを目的とする。

第2 事業の実施主体

本事業による貸付けは、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第110条第1項に規定する埼玉県社会福祉協議会（以下「埼玉県社協」という。）が行い、埼玉県（以下「県」という。）は事業の実施に必要な費用を補助する。

第3 用語の定義

- 1 この要綱において、「保育士」及び「保育士業務」とは児童福祉法（昭和22年法律164号。以下「法」という。）第18条の4に規定するものをいう。
- 2 この要綱において、「保育所等」とは、以下に掲げる施設又は事業とする。
 - ① 法第7条に規定する保育所
 - ② 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する「幼稚園」のうち次に掲げるもの
 - ・教育時間の終了後等に行う教育活動（預かり保育）を常時実施している施設
 - ・③に定める「認定こども園」への移行を予定している施設
 - ③ 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。以下、「認定こども園法」という。）第2条第6項に規定する「認定こども園」
 - ④ 法第6条の3第9項から第12項までに規定する事業であって、同法第34条の15第1項の規定により市町村が行うもの及び同条第2項の規定による認可を受けたもの
 - ⑤ 法第6条の3第13項に規定する「病児保育事業」であって、同法第34条の18第1項の規定による届出を行ったもの
 - ⑥ 法第6条の3第7項に規定する「一時預かり事業」であって、同法第34条の12第1項の規定による届出を行ったもの
 - ⑦ 法第6条の3第23項に規定する「乳児等通園支援事業」であって、同法第34条の15第1項の規定により市町村が行うもの及び同条第2項の規定による認可を受けたもの
 - ⑧ 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第30条第1項第4号に規定する離島その他の地域において特例保育を実施する施設
 - ⑨ 法第6条の3第9項から第12項までに規定する事業又は第39条第1項に規定する業務を目的とする施設であって同法第34条の15第2項、第35条第4項の認可又は認定こども園法第17条第1項の認可を受けていないもの（認可外保育施設）のうち、地方公共団体における単独保育施策（いわゆる保育室・家庭的保育事業に類するもの）において保育を行っている施設
 - ⑩ 企業主導型保育事業

第4 貸付対象

貸付を受けようとする者（以下「貸付対象者」という。）は、以下の要件を備えていなければならない。

- ① 埼玉県保育士修学資金等貸付事業実施要綱で定める保育士保育料貸付（以下「保育士保育料貸付」という。）の貸付期間を終了していること。
- ② 県の区域内（指定都市を除く。以下同じ。）の保育所等に雇用され、保育士として週 20 時間以上勤務していること。

第 5 貸付期間

保育士保育料貸付の貸付期間終了後、貸付対象者の貸付を受けようとするこどもが満 3 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの限度とし、埼玉県社協の長が定める期間とする。

第 6 貸付金額等

- 1 未就学児の保育料の半額とし、月額 27,000 円を上限とする。ただし、算出された額に千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。
- 2 貸付金は、無利子とする。

第 7 貸付けの申込み

貸付対象者は、埼玉県社協の長に申し込まなければならない。

第 8 貸付けの決定

- 1 埼玉県社協の長は、第 4 に定める要件を備えた者から貸付けの申込みがあったときは、申込みの内容を審査し、貸付けの可否を決定するものとする。
- 2 埼玉県社協の長は、貸付けの可否を決定したときは、その旨申請者に通知し、貸付対象者と貸付契約を締結するものとする。

第 9 貸付方法等

貸付金の交付は、原則として口座振替により貸付期間ごとに一括して行うものとする。ただし、特別の事情があるときは、他の方法により交付することができる。

第 10 連帯保証人

貸付対象者は、連帯保証人を立てなければならない。

第 11 貸付契約の解除及び貸付けの休止

- 1 埼玉県社協の長は、貸付対象者が次のいずれかに該当することとなった場合は、その契約を解除するものとする。
 - ①保育所等を退職したとき
 - ②心身の故障のため勤務を継続する見込みがなくなつたと認められるとき
 - ③死亡したとき
 - ④偽りの申込みその他不正な手段によって貸付けを受けたとき
 - ⑤貸付けを受けることを辞退したとき
 - ⑥その他貸付の目的を達成する見込みがなくなつたと認められるとき
- 2 埼玉県社協の長は、貸付対象者が疾病その他の理由により休職した場合は、当該事由が生じた日

の属する月の翌月から当該事由が解消した日の属する月の分まで貸付けを行わないものとする。

第 1 2 返還の債務の当然免除

- 1 埼玉県社協の長は、貸付けを受けた者が次のいずれかに該当するに至ったときは、貸付金の返還の債務を免除するものとする。ただし、第 1 1 の 1 ④の規定により貸付契約が解除された場合は、この限りでない。
 - ① 県の区域内の保育所等において児童の保護等に従事し、かつ、貸付けを受けた期間と同期間引き続き（災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由により当該業務に従事できなかった場合は、引き続き当該業務に従事しているものとみなす。ただし、当該業務従事期間には算入しない。）これらの業務に従事したとき。
 - ② ①に定める業務に従事している期間中に、業務上の事由により死亡し、又は業務に起因する心身の故障のため業務を継続することができなくなったとき。
- 2 前号①に定める業務従事期間は、保育士保育料貸付の返還の債務の免除を受けるために必要な業務従事期間を満たした翌日から起算する。

第 1 3 返還

- 1 貸付対象者が、次のいずれかに該当する場合（災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由がある場合を除く。）には、次に規定する事由が生じた日の属する月の翌月から、貸付けを受けた月数の 2 倍に相当する期間（第 1 4 の規定により返還債務の履行が猶予されたときは、この期間と当該猶予された期間を合算した期間とする。）内に、貸付金を返還しなければならない。
 - ① 貸付契約が解除されたとき
 - ② 貸付けを受けた県の区域内において第 1 2 に規定する業務に従事しなかったとき
 - ③ 貸付けを受けた県の区域内において第 1 2 に規定する業務に従事する意思がなくなったとき
 - ④ 業務外の事由により死亡し、又は心身の故障により業務に従事できなくなったとき
- 2 返還は、月賦、半年賦、年賦の均等払いの方法によるものとする。ただし、貸付けを受けた者がその全額の返還を希望するときは、直ちに返還することができる。

第 1 4 返還の債務の履行猶予

埼玉県社協の長は、貸付対象者が次のいずれかに該当する場合には、次に掲げる事由が継続している期間は、貸付金の返還の債務の履行を猶予できるものとする。ただし、第 1 1 の 1 ④の規定により貸付契約が解除された場合は、この限りでない。

- ① 保育士保育料貸付の返還の債務の免除を受けるために必要な業務に従事しているとき
- ② 県の区域内において、第 1 2 に規定する業務に従事しているとき
- ③ 災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由があるとき

第 1 5 返還の債務の裁量免除

埼玉県社協の長は、貸付対象者が、次のいずれかに該当するに至ったときは、貸付金（既に返還を受けた金額を除く。）に係る返還の債務を次に定めるそれぞれの範囲内において免除できるものとする。ただし、第 1 1 の 1 ④の規定により貸付契約が解除された場合は、この限りでない。

- ① 死亡又は障害により貸付けを受けた貸付金を返還できなくなったとき

返還の債務の額（既に返還を受けた金額を除く。以下同じ。）の全部又は一部

- ② 長期間所在不明となっている場合等貸付金を返還させることが困難と認められる場合であつて、履行期限到来後に返還を請求した最初の日から５年以上経過したとき

返還の債務の額の全部又は一部

- ③ 貸付けを受けた県の区域内において貸付けを受けた期間の２分の１に相当する期間以上第１２に規定する業務に従事したとき

返還の債務の額の一部

第１６ 貸付対象者の届出義務

貸付対象者（ただし、貸付けを受けた者が死亡した場合は連帯保証人とする。）は、次のいずれかに該当する場合、速やかに埼玉県社協の長に届出を出さなければならない。

- ① 貸付対象者及び連帯保証人の住所、氏名その他重要な事項に変更があつたとき
- ② 連帯保証人の変更を行う必要があるとき
- ③ 第１１の１及び第１１の２のいずれかの規定に該当することとなつたとき
- ④ 第１１の２の規定により貸付けの休止を受けている者の当該休止事由が解消したとき
- ⑤ 第１４の①の規定により返還債務の履行の猶予を受けている者が、当該猶予期間中に保育士業務に従事しているとき、保育士業務の従事先を変更した又は従事を辞めたとき
- ⑥ 市町村より貸付対象者に保育所へ入所しているこどもの保育料決定通知書が送付されたとき

第１７ 延滞利子

埼玉県社協の長は、貸付対象者が正当な理由なく貸付金を返還しなければならない日までにこれを返還しなかったときは、当該返還すべき日の翌日から返還の日までの期間の日数に応じ、返還すべき額につき年３パーセントの割合で計算した延滞利子を徴収するものとする。なお、当該延滞利子が、払込の請求及び督促を行うための経費として、これを徴収するのに要する費用に満たない少額なものと認められるときは、当該延滞利子を債権として調定しないことができる。

第１８ 会計経理

- １ 埼玉県社協は、この事業に関する会計経理を明確にしなければならない。
- ２ 埼玉県社協は、年度毎に精算の上、県に返還するものとする。

第１９ 埼玉県への報告等

- １ 埼玉県社協は、この事業の実施に当たり、毎年度、貸付見込額、返還見込額等を記載した貸付事業計画書（別添第１号様式）を策定し、当該計画書（当該計画書の内容を変更する場合も含む。）の内容について、県の承認を得なければならない。
- ２ 埼玉県社協は、毎年度終了後、当該年度における貸付件数、貸付額、返還額等の実績を記載した貸付事業決算書（別添第２号様式）を作成し、県に報告しなければならない。

第２０ その他

この要綱に定める他、事業の実施に必要な事項については別に定める。

附 則

この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から適用する。